

長崎県立大学競争的研究資金等不正防止計画

平成23年9月26日 策定

「長崎県立大学の競争的研究資金等の管理・運営に関する基本方針」（平成20年4月1日施行）（以下、「基本方針」という。）に基づき、競争的研究資金等の適正な管理・運営を行うため、次のとおり不正防止計画（以下、「本計画」という。）を策定する。

本計画は適宜見直しを行い、不正の発生防止に努める。

なお、本計画は競争的研究資金に限らず、公的研究費全てに準用されるものとする。

1. 責任体制

長崎県立大学（以下、「本学」という。）における最高管理責任者、統括管理責任者及び研究コンプライアンス推進責任者は、基本方針の定めるところによる。

最高管理責任者は、自らが本計画を率先して推進し、着実に実施することにより、適正な競争的研究資金等の使用に努め、統括管理責任者は最高管理責任者を補佐する。

研究コンプライアンス推進責任者は、次項以降に定める対策を各学部、各研究科及び各事務局において実施し、実施状況を統括管理責任者に報告し、統括管理責任者は、最高管理責任者に報告する。

2. 研究費の適正な管理運用

(1) 予算執行状況の検証

競争的外部研究資金について、研究コンプライアンス推進責任者は、教員に対し、研究計画書及び研究費執行状況報告書の提出を依頼し、予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。

(2) 誓約書の提出

研究費の管理・運営に関わる全ての構成員（以下、「構成員」という。）から、以下の内容を記載した誓約書の提出を求める。

- ・基本方針を初めとした規程等を遵守すること。
- ・研究活動において、研究費の不正利用を含む、不正を行わないこと。
- ・規程等に違反した場合及び不正を行った場合は、長崎県公立大学法人及び競争的研究資金の配分を行った機関からの処分を受け、法的な責任を負担すること。

(3) 実態の無い物品購入等への不正防止計画

| | |
|----------|---------------------------------|
| 不正発生の要因等 | ・研究者自身による発注及び検収。 |
| | ・事務局検収後の納品物について、使用実態の把握が不足している。 |

| | |
|--|---|
| 不正防止計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・事務局による物品購入の実態把握を強化する。 |
| 具体的な対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・研究者自身による発注を50万円未満に限定し、50万円以上は事務局が発注する。50万円以上の物品等は事務局が検収を行う。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・定期的にモニタリングを実施し、異常または検討が必要と考えられる場合は、関係者への確認等を行う。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・事務局検収の対象を、科学研究費助成事業費を財源とするもののみから、購入依頼書の提出が必要なもの全てに拡大する。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・事務局検収の対象となっていない物品について、無作為抽出により事務局検収を行う。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・事務局検収を行った納品物には、検収済であることを示す押印又はシール貼付を行う。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・資産及び管理物品については、事務局が現物実査を行う。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など）の検収については、必要に応じて、仕様書、作業工程などの詳細をこれらの知識を有する発注者以外の者が確認を行うこととする。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・資産及び管理物品以外でも、換金性が高いものとして、研究費で購入した電子機器（3万円以上）を、管理物品と同様に事務局で管理する。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・成果物がない機器の保守・点検などの場合は、検収担当者の立会いもしくは業者からの報告書を提出させる。 | |

(4) 実態の無い物品購入等への業者に対する不正防止計画

| | |
|----------|--|
| 不正発生の要因等 | <ul style="list-style-type: none"> ・不正取引について、取引業者に対する牽制が行われていない。 |
| 不正防止計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・取引業者に対する牽制を行う。 |
| 具体的な対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・不正取引に関わった業者に対する対応について規則等の整備を行い、取引業者への周知を図る。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・一定の取引実績（回数・金額）がある業者に対して、不正防止に関する誓約書の提出を求める。 |

(5) 実態の無い出張への不正防止計画

| | |
|----------|--|
| 不正発生の要因等 | <ul style="list-style-type: none"> ・出張の事実確認が不足している。 |
|----------|--|

| | |
|--------|--|
| 不正防止計画 | ・事務局による出張の事実確認を強化する。 |
| 具体的な対応 | ・旅行申請書に、用務先・宿泊先及び用務ごとの旅程明細を記載することとし、用務内容、訪問先、宿泊先、面談者等が確認できる報告書等の提出を求め、必要に応じて事務局が照会や出張の事実確認を行う。 |

(6)実態の無い雇用への不正防止計画

| | |
|----------|---|
| 不正発生の要因等 | ・雇用の実態把握が不足している。 |
| 不正防止計画 | ・事務局による雇用の実態把握を強化する。 |
| 具体的な対応 | ・雇用伺に、目的、場所、日時等の詳細な内容を記載することとし、被雇用者にも勤務条件等の確認をしてもらい、押印させる。また、必要に応じて事務局が勤務内容等の事実確認を行う。 |
| | ・講演や研究会等の開催に伴う雇用の場合は、支出調書に加え、実施報告書の提出を義務付ける。 |
| | ・謝金等の支払は、口座振込を原則とする。 |

3. コンプライアンス教育の実施目的及び方法

最高管理責任者は、基本方針や本計画、長崎県立大学における競争的研究資金等の不正使用防止に関する規程（平成 20 年規程第 22 号）等を理解させ、不正防止対策への意識を高めるため、構成員に対してコンプライアンス教育を実施する。

構成員へのコンプライアンス教育は以下のとおり実施することとし、研究コンプライアンス推進責任者は、構成員の受講状況及び理解度を統括管理責任者へ報告し、統括管理責任者は最高管理責任者に報告する。

・教員及びリサーチアシスタント

F D 研修会や競争的研究資金等の募集に関する説明会などを活用し、全教員（特任教員を含む）を対象とした教育を実施し、リサーチアシスタントもそれに参加させる。

・事務職員

佐世保校財務グループ及びシーボルト校総務グループにおいて、財務会計業務に携わる全職員（特任職員を含む）を対象とした教育を実施する。

附 則

この計画は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。